

患者意志決定支援チーム 運用規定 V e r 1.01

安芸太田病院

1・目的および設置

近年の高齢 多死社会の進行に伴う療養や看取りの増を背景に、地域包括 ケアシステムの構築が進められていることを踏まえ、ACP (アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が 家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス) の概念を盛り込み、医療の現場における体制整備に積極的に取り組むことが必要である。よって人生の最終段階における医療・ケアに従事する主治医、看護師、医療相談員等が、人生の最終段階を迎える本人及び家族等を支えるために多専門職種で構成された臨床倫理支援チームを設置するものである。多専門職種で本人・家族等の意見を繰り返し聞きながら、本人の尊厳を追求し、 自分らしく最期まで生き、より良い最期を迎えるために人生の最終段階における医療・ケアを進めていくことを目的とする。

2・患者意志決定支援チーム構成メンバー

- ①患者意志決定支援チームは院長の任命する各部署の委員をもって構成する。
- ②患者意志決定支援チームは委員長と委員から構成する。
- ③委員は院内の医療、看護、福祉制度等の医療専門職であり、臨床倫理と法律に対する有識者で構成するものとする。
- ④部署

医局 薬局 地域医療支援室 栄養室 リハビリテーション室 訪問看護 外来
2階病棟 3階病棟 透析室 放射線科 臨床検査科 事務室

3・活動内容

十分な医療情報の提供を患者、患者家族に提供しても家族の中で意見がまとまらない、もしくは患者の意思が確認できない場合、あるいは家族がいない等の場合には病態などにより医療内容の決定が困難なことがある。人生の最終段階を迎えた患者及び家族と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療とケアを作り上げるプロセスを示すために策定された「人生の最終段階における医療・ケアガイドライン」に沿って「医療とケアの方針」を決定し、別紙様式 1 及び別紙様式 2 を作成し記録、保存するものとする。

人生の最終段階における診療録記載に当たっては、以下の事項を含むこととする。

1) 医学的な検討とその説明

- (1) 人生の最終段階であることを記載する。

- (2) 説明の対象が患者本人の場合、本人の意思、またはリビングウィルの有無を記載する。
本人以外の場合、本人との関係を記載する。
- (3) 患者が終末期であることについて、本人あるいは家族等に説明した内容を記載する。
- (4) 説明に際して、本人あるいは家族等による理解や受容の状態を記載する。

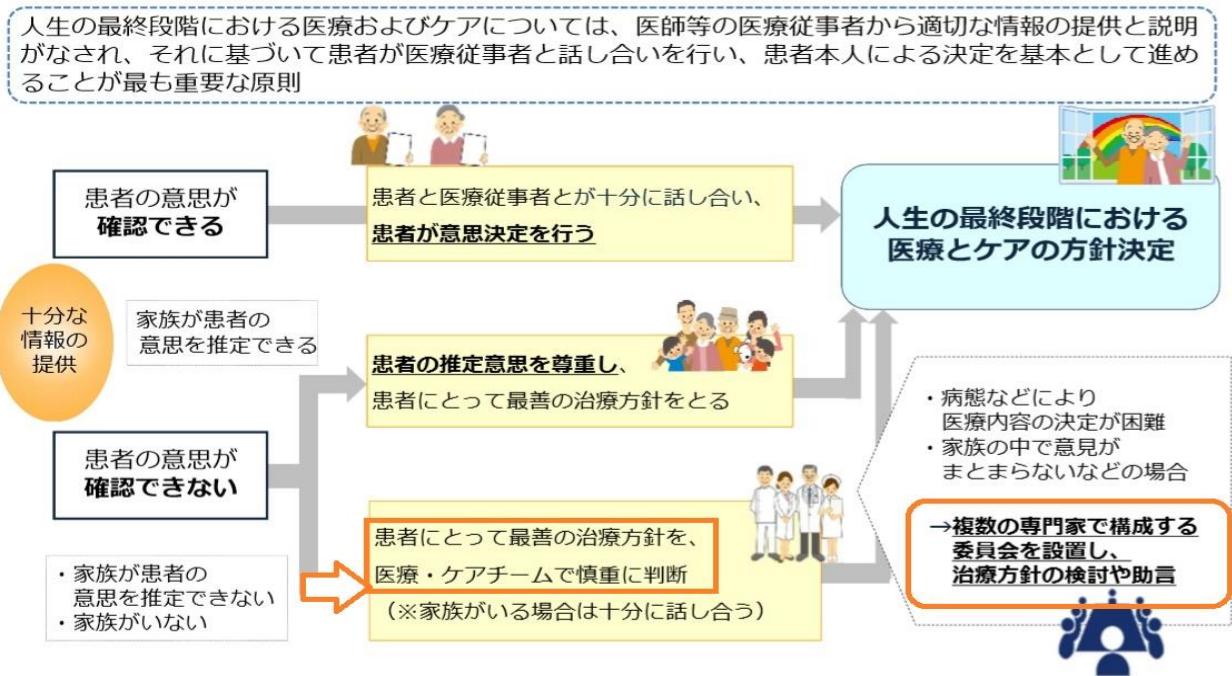
2) 人生の最終段階における対応について

- (1) 患者の意思（またはリビングウィル）の内容を記載する。
- (2) 患者が意思を表明できない場合、家族等による本人の推定意思を記載する。
- (3) 家族等の意思を記載する。
- (4) 患者にとって、最善の治療方針について検討事項を記載する。
- (5) 患者意志決定支援チームのメンバーを記載する。

3) 状況および対応が変化した場合、その変更について記載する。

4・方針決定のプロセスイメージ図

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」 方針決定の流れ（イメージ図）



5・委員の職務と会議

- ①委員は主治医からの依頼があった時にはインフォームドコンセントの場に参加して
「人生の最終段階における医療・ケアガイドライン」に沿って「医療とケアの方針」の

- 決定を支援し、別紙様式 1 及び別紙様式 2 を作成し記録、保存する
- ②委員長は主治医の許可を得てインフォームドコンセントの場に委員を招集、参加を求めることができる。
- ③委員長は委員会の開催が必要と認められた時に委員を招集する。
- ④委員会は必要に応じて多医療専門職に出席させ意見等を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- ⑤委員会は運営のための会議を開いたときには議事録を作成する。

6・運用の方法

- ①人生の最終段階を迎えた患者及び家族とインフォームドコンセントにより「人生の最終段階における医療・ケアガイドライン」に沿って「医療とケアの方針」の決定を行う事案が発生した場合にはその患者の入院病棟、あるいは外来の管理者が窓口となって患者意志決定支援チームに依頼する。
- ②各部署の医療専門職は患者意志決定支援チームからの依頼に対応して情報収集と支援の方法を提案して「医療とケアの方針」の決定を支援する。
- ③「医療とケアの方針」の決定を支援し決定後、別紙様式 1 及び別紙様式 2 を作成記録する。
- ④主治医と患者、患者家族に内容の確認後、カルテに保存する

7・患者相談窓口の設置

- ①患者からの相談に応じられる体制を確保するために、院内に患者相談窓口を常設する。
- ②患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取り扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告などに関する規定を整備する。
- ③相談により患者や家族が不利益を受けないように適切な配慮を行う。
- ④「人生の最終段階における医療・ケアのガイドライン」についての照会には患者意志決定支援チームが対応する。